

社会福祉法人信達福祉会

個人情報の保護に関する管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人信達福祉会（以下「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(2) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別できるものをいう。

本人が死亡した後においてもその本人の情報を保存している場合及びその情報が同時に遺族等の生存する個人情報と関連がある場合には、個人情報と同様に取扱う。

(3) 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(4) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(5) 保有個人データ

法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの又は6ヶ月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(責務)

第3条 法人は、個人情報の保護に関する法律及びその他の法令（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努め、必要な措置を講ずるものとする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、コンピュータ処理がなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、法人において処理される全ての利用者の個人情報、個人データ及び保有個人データの取扱いにつき定めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第5条 法人は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第6条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

2 法人は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

（1）法令等に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（3）出版、報道等により公にされているとき

（4）公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（取得の制限）

第7条 法人は、個人情報を取得するときは、個人情報を取扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 法人は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、取得してはならない。

3 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）本人の同意があるとき

（2）法令等に基づく場合

（3）出版、報道等により公にされているとき

（4）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき

（5）所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき

（6）争訟、選考、指導、相談等の事業で本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事業の性質上本人から取得したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき

（取得に際しての利用目的の通知等）

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

ない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前項の規定は次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 法令等の定める事務を遂行することに対して法人が協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データの安全・適正な管理

(データ内容の正確性の確保)

第9条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 法人は、その取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 法人は、前項の安全管理措置のために、別に定める文書取扱規程に基づき、適切かつ迅速な処理を行わなければならない。

(職員等の監督)

第11条 法人は、職員等に個人データを取扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図れるよう、職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第12条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図れるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(受託者等の責務)

第13条 法人から個人データを取扱う事業を受託した者は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の受託事業に従事している者又は従事していた者は、その事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人データの第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第14条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定に関わらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- 3 法人は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする
- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 5 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第5章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止等

(開示)

- 第15条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申出があったときは、本人に対し、第19条に定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令等に違反することとなる場合
- 2 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなら

らない。

(開示申出方法)

第16条 前条の規定に基づき開示申出をしようとする者は、法人に対して、別に定める保有個人データ開示等申出書(以下「開示等申出書」という。)を提出しなければならない。

2 開示申出をしようとする者は、法人に対して、自己が当該開示申出に係る保有個人データの本人又は第5項に規定する代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 法人は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、法人は、本人が容易かつ確実に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

4 法人は、開示等申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることとし、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示申出に応じないことができる。

5 保有個人データの開示申出は、本人に代わって、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、又は開示の申出につき本人が委任した代理人によって行うことができる。

(手数料)

第17条 法人は、第15条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 法人は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(開示申出に対する決定)

第18条 法人は、開示申出があった日から原則として10日以内に、開示申出者に対して、開示申出に係る保有個人データの全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定(第20条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る保有個人データが記録された申出対象文書を保有していないときの当該決定を含む。)をするものとする。ただし、第16条第4項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法人は、前項の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨通知するものとする。

3 法人は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、30日以内に決定するものとする。

4 法人は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示すものとする。

5 法人は、開示決定等を行う場合において、当該決定に係る保有個人データに法人以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有個人データがあるときは、あらかじめ、これらの者の意見を聴くことができる。

(開示の方法)

第19条 保有個人データの開示は、保有個人データが記録された申出対象文書の当該保有個人データに係る部分につき、文書、図面又は写真にあっては閲覧若しくは視聴又は写しの交付、フィルムにあっては視聴又は写しの交付、磁気テープ、磁気ディスク等にあっては視聴、閲覧、写しの交付等で適切な方法により行う。

2 前項の視聴又は閲覧の方法による保有個人データの開示にあっては、法人は、当該保有個人データが記録された申出対象文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認め

るときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人データが記録された請求対象文書の写しにより開示することができる。

(保有個人データの存否に関する情報)

第20条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人データが存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、法人は、当該保有個人データの存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(訂正等)

第21条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令等の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第22条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取扱われているという理由又は第7条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第14条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 法人は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第6章 苦情等の手続き

(苦情の処理)

第23条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 法人は、前項の目的を達成するために、別に定める苦情解決委員会設置要綱に基づ

き、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(理由の説明)

第24条 法人は、第15条第2項、第21条第2項又は第22条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(異議の申出)

第25条 第15条における開示しない旨の決定、第21条における訂正等を行わない旨の決定又は第22条における利用停止等を行わない旨の決定及び第三者への提供の停止を行わない旨の決定について異議があるときは、本人又は第16条第5項に規定する代理人は、法人に対して書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 前項の異議申出は、前項の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、法人は、当該異議申出のあった日から原則として14日以内に対象となった決定について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 法人は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答を行うことができないと認められる場合には、30日以内に行うよう努めるものとする。

(その他)

第26条 この規程に定めのない事項については、法令等の定める他、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。